作業基準

(人の運送をする内航不定期航路)

運河遊覧航路(3) 運河遊覧航路(4) ゴンドラ専用 ハウステンボス西海橋遊覧航路 ハウステンボス九十九島遊覧航路 ハウステンボス空港遊覧航路 大村湾遊覧航路 無人島航路

令和6年 3月 10日

ハウステンボス株式会社

目 次

第1章	目的的	1
第2章	作 業 体 制	1
第3章	危険物の取り扱い	2
第4章	乗下船作業等	2
第5章	旅客の遵守事項等の周	知4

第 1 章 目 的

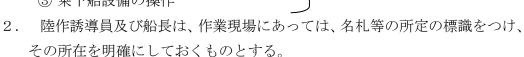
(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、人の運送をする内航不定期航路の作業 に関する基準を明確にし、もって輸送に関連する作業の安全を確保すること を目的とする。

第 2 章 作業体制

(作業体制)

- 第2条 陸上誘導員及び船長の配置は、次の区分による。
 - (1) 陸上作業
 - ① 乗下船する旅客の誘導
 - ② 船舶の離着岸時の綱取り、綱放し
 - ③ 乗船待機中の旅客の誘導
 - ④ 乗下船設備の架設及び取外し
 - (2) 船内作業
 - ① 乗下船する旅客の誘導
 - ② 船舶の離着岸時における諸作業
 - ③ 乗下船設備の操作



- 2 人兼任

(陸上誘導員の所掌)

- 第3条 陸上誘導員は、運航管理者の命を受け、陸上における次の作業を行なう。
 - (1)乗船待機中の旅客の整理
 - (2) 乗下船する旅客の誘導
 - (3) 船舶の離着桟時の綱取り、綱放し並びに旅客乗降施設等の操作
 - (4) その他旅客の乗下船に関する作業

(船長の所掌)

- 第4条 船内作業は、船長自ら船舶上における次の作業を行なう
 - (1) 旅客の乗下船時の誘導
 - (2) その他旅客の乗下船に関する作業

第 3 章 危険物等の取り扱い

(危険物の取り扱い)

- 第5条 危険物の取り扱いは、運送約款第4条第2項第2号の規定により、危険物の 船内への持込みは拒絶するものとする。
 - 2. 陸上誘導員又は船長は、旅客の手荷物及び小荷物、その他の物品が前項に該 当するおそれがあると認めるときは、運航管理者又は船長の指示を受けて、 運送申込人の立ち会いのもとに点検し必要な措置を講ずるものとする。
 - 3. 船長及び陸上誘導員は、前2項の措置を講じたときは、直ちに、当該措置を 運航管理者に報告するものとする。

第 4 章 乗下船作業等

(乗船待ちの旅客の整理)

第6条 陸上誘導員は、乗船待ちの旅客等が船舶の離着桟作業等により危害を受けないよう、待合所等所定の場所に整理し待機させる等安全の確保に努める。

(旅客の乗船)

- 第7条 陸上誘導員及び船長は、旅客の乗船作業に関し十分な打合せを行い、乗船開始時刻を周知する。原則として離桟10分前又は乗船中の旅客下船後から乗船を開始する。
 - 2. 船長は、タラップの架設の完了を確認した後又は、旅客下船終了後陸上誘導 員に乗船開始の合図をする。
 - 3. 陸上誘導員は、船長の合図を受けた後、旅客の乗船を開始する。
 - 4. 陸上誘導員は、旅客を乗降口に誘導し、乗船口から船内へ誘導する。
 - 5. 船長は、乗船旅客数 (無料幼児を含む。) を把握し、旅客定員数を超えていないことを確認する

(離桟準備作業)

- 第8条 陸上誘導員は、離桟時刻となったときは、旅客の乗船完了を確認した後、船 長と連絡を取り遮断策を張り舷門を閉鎖する。
 - 2. 船長は、直ちに舷門の閉鎖を確認する。

(離桟作業)

- 第9条 陸上誘導員は、離桟準備作業完了後、適切な時期に出港を放送させる(発航 ベルを鳴らさせる等)とともに、見送人等が離桟作業により危害を受けない よう退避させ、桟橋上の状況が離桟に支障ないことを確認して、その旨を船 長に連絡し、綱取りの位置につく。
 - 2. 船長は、すべての離桟準備が完了したことを確認したならば、他の船舶の動

静その他周囲の状況が離桟に支障がないことを確認のうえ、係留索を放させ 慎重に離桟する。

3. 陸上誘導員は、船長の指示により迅速、確実に係留索を放す。

(着桟準備作業)

- 第10条 運航管理者は、着桟予定時刻に合わせ陸上誘導員に対し着桟準備作業の開始 を指示しておく。
 - 2. 陸上誘導員は、船舶の着岸に必要な着桟準備を行なう。

(着岸作業)

第11条 陸上誘導員は、迅速、確実に綱取り作業を実施する。この場合、係留索の急 緊張等により危害を受けることのないよう十分注意する。

(係留中の保安)

第12条 船長及び運航管理者は、係留中、旅客の安全に支障のないよう係留方法並び 舷門の保安に十分留意する。

(旅客の下船)

- 第 13 条 船長は、船体が完全に着桟したことを確認したときは、その旨陸上誘導員に 合図する。
 - 2. 船長は、陸上誘導員と協力してタラップを架設し、旅客を誘導し下船させる。

(下船の終了)

- 第14条 陸上誘導員は、船長から旅客の下船が完了した旨の連絡を受けた後、舷門の 閉鎖及び遮断索を張り通行を遮断する。
 - 2. 陸上誘導員は、旅客の下船が完了したときは、異常の有無を、運航管理者に報告する。

第 5 章 旅客の遵守事項等の周知

(乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知)

- 第 15 条 運航管理者は、乗船待ちの旅客に対して次の事項を掲示等により周知しなければならない。周知事項の掲示は旅客待合所及び発着所とする。
 - (1) 旅客は、乗下船時、係員の指示に従うこと。
 - (2) 船内においては、船長その他の乗組員の指示に従うこと。
 - (3) 船内においては、他人に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為

をしないこと。

(4) その他旅客の安全に関して旅客に周知すべき事項 (臨時に周知事項が生じた場合の当該事項を含む。)

(乗船旅客に対する遵守事項等の周知)

- 第16条 船長は、旅客が乗船している間適宜の時間に次の事項を放送等(ビデオ放送 その他の放送を含む。)により周知しなければならない。
 - (1) 旅客に禁止行為が掲示されている場所及びその主要事項
 - (2) 救命胴衣の格納場所、着用方法
 - (3) 非常の際の避難要領(非常信号、避難経路等)
 - (4)病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報
 - (5) その他旅客が遵守すべき事項
 - 2 . 船長は、船内の見やすい場所に前項各号の事項を掲示しておかなければならない。
- 第17条 船長は、救命胴衣の着用に関し、旅客に対し以下の措置を講じなくてはならない。
 - (1) Venus Diana
 - ① 利用者の安全確保の為、常時、救命胴衣を着用させる事。
 - (2) あかしあ
 - ① 気象、海象の悪化等、利用者の安全確保のために必要と判断される場合は、 救命胴衣を着用させること。
 - ② 大村湾遊覧航路において、①の措置を講じた場合、利用者の暴露甲板への立入を禁止させること。